

## 社会福祉法人サンシャイン会 理事、監事及び評議員報酬等支給基準

社会福祉法人サンシャイン会の理事、監事及び評議員報酬等支給基準は、定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）の定めに従い、法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給について別表のとおり定めるものである。

別表

## 役員等の報酬

### 1.評議員

	日額
①評議員会への出席	10,000円
②上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

### 2.理事

	日額
①理事会への出席	10,000円
②上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

### 3.監事

	日額
①理事会等への出席	10,000円
②監事監査への出席	20,000円
③上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

### 4.各委員会(優先入所検討委員会・評議員選任解任委員会等)委員

	日額
①各委員会への出席	10,000円
②上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円